

基準案作成の経過

1. ホルムアルデヒドの基準一部改正案について

ホルムアルデヒドの基準は昭和49年9月26日に制定公布されたものであるが、3月31日の家庭用品安全対策調査会で検討の結果、基準の確認試験法を改正して高速液体クロマトグラフ法を追加すべきであるとされるなど、配布資料1-1-1の通りの結論を得たものである。

2. ジベンズ[a,h]アントラセン、ベンズ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンの基準案について

ジベンズ[a,h]アントラセン、ベンズ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンは、クレオソート油に含有される化学物質である。クレオソート油の発癌性試験の結果、発癌性が見出されていることから、7月16日の家庭用品安全対策調査会で検討の結果、本品へ継続的に経皮暴露された場合には発癌のおそれがあるので、家庭用品への使用を規制すべきであると判断された。

なお、規制基準案は、クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤に含まれるジベンズ[a,h]アントラセン、ベンズ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンのいずれも10ppm以下とすること、また、クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材に含まれるジベンズ[a,h]アントラセン、ベンズ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンのいずれも3ppm以下とすることとされ、配付資料1-2-1の通りの結論を得たものである。

以上